

2. 岡山県意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

岡山県交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・兵庫教育大学大学院・教授・臨床心理士・博士（心理学） 富永 良喜
- ・平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会 委員
飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
- ・ご遺族 3 名
被害者遺族 A（匿名希望・女性）
松本 里奈（広島県）
赤田 ちづる（兵庫県）
- ・岡山県県民生活部くらし安全安心課 2 名
- ・岡山県交通事故相談所 1 名
- ・岡山県警察本部警務部県民応接課 2 名
- ・岡山県警察本部交通部交通指導課 1 名
- ・岡山県教育庁保健体育課 1 名
- ・岡山県精神保健福祉センター 1 名
- ・日本司法支援センター岡山地方事務所（法テラス岡山） 1 名
- ・公益社団法人被害者サポートセンターおかやま 4 名
- ・認定非営利活動法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ 1 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3 名
- ・内閣府 2 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

岡山県岡山市北区丸の内 2-6-30 岡山県立図書館 サークル活動室 1

(3) 概要

参加機関・団体の業務紹介の後、専門家による講義が行なわれた。その後、ご遺族 3 名よりご自身の体験についてお話いただいた。最後に参加機関・団体、ご遺族等の間で意見交換が行なわれた。

(4) 講義「交通犯罪被害にあわれたご家族への支援について」

兵庫教育大学大学院教授であり、臨床心理士でもある富永良喜氏より、「交通犯罪被害にあわれたご家族への支援について」と題して講義が行なわれた。なお、講義内容の要旨は、以下の通りとなっている。

○ 被害者支援体制について

人は、自分自身あるいは自分の家族が犯罪被害に遭った時、どのようなことに直面するのだろうか。私が関わっている兵庫県の犯罪被害者遺族の会「六甲友の会」が、犯罪被害に遭った時に直面することについて、以下のような例を示している。「①日常生活が困難になる」、「②司法手続きに奔走する」、「③マスコミから強引な取材を受ける」、「④経済的な問題が発生する」このような混乱した状況の中、被害者やその家族にはさまざまな心理的・精神的反応が生じるようになるのである。そのような困難な状況にある被害者に対しては、事件や事故後の支援が、非常に重要となってくる。被害者支援には、生活支援、司法支援、マスコミ対応、自助グループ、カウンセリング、医療支援といった複数の支援システムがある。

医療の分野では、PTSD 臨床診断面接尺度という信頼性の高い診断ツールを用いている。PTSD と診断された場合は、適切な治療を行なっている。治療法については、かなり明確に確立されてきている。警察においては被害者対策室が設けられ、事件や事故の直後に被害者にアクセスできるシステムが整備されており、全国に設置されている被害者支援センターと両輪でサポートする体制が出来上がっている。

自助グループも発展を続けている。自助グループというと「癒しの場」と捉えられがちであるが、六甲友の会では、裁判を闘うための情報交換を行ったり、自分自身の体験を語ったりしている。自助グループでは、「安心して事件の話ができる」、「地域ではもう過去のことだが、本当はそうではないのだということがわかってもらえる」、「もしこの場がなかったら一人で閉じこもっていたと思う」、「裁判に関することが聞ける」というような声が上がっている。このように、自助グループは、痛みを乗り越えながらつらい体験を通過できる場所、自分を取り戻す場所として、重要な被害者支援の1つである。

司法の分野でも、被害者支援が整いつつある。以前は、被害者を守る法律がないという課題があった。法律を変えなければ、被害者が苦しみ、悲しむ状況は変わらない、また、同じような被害に遭った人がこのような耐え難い痛みを経験するのはつらすぎるという被害者の思いが、「危険運転致死傷罪」や「犯罪被害者等基本法」の制定へとつながっていった。特筆すべきは、犯罪被害者等基本法における第3条であろう。「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」これまでの被害者には人権がなかった状況を、この法律によって変えることができた。

このように、被害者支援の体制は、近年格段に整ってきていると言えるだろう。

○ 被害者に起こることとその対処法

大切な人を亡くすという喪失の体験は、全ての人に訪れるものであるが、被害者の喪失は「突然命が奪われたことにより、今、ここにいるべき人がいない」という意味であり、通常の「寿命を全うした」うえでやってくる喪失体験とは大きく異なる。現在ばかりか未来が奪われ、遺された者はその出来事がトラウマ記憶となり日々の生活を苦しめる。さらに犯罪被害の場合、マスコミの取材など、その後の生活に大きなストレスがかかる傾向が

強い。特にストレスが子供に与える影響は大きいと考える。被害者にとっては、喪失の体験とトラウマの記憶によるさまざまな考えや症状を、どのように受け止めながら前に進んでいくかということが大きなテーマとなる。

さまざまな出来事に遭遇したからといって、全ての人がストレス障害になるというわけではない。アメリカのデータによると、性犯罪被害、拉致監禁、重症事故等の被害者は、PTSD に移行する確率が高く、うつ、アルコール依存、ギャンブル依存、心身症などのさまざまな症状を引き起こす傾向が強い。それと比較して、自然災害の被害者の場合は、ストレス障害に移行する確率が低いと考えられているが、実際に阪神淡路大震災や、東日本大震災の被災地においては、アルコール依存症の人が増えて問題となっている。このような現象の背後には、突然の喪失とトラウマ体験、そして日常生活がなかなか立ちいかないといった3つのストレスに襲われているという現実がある。

非常に悲惨な状況に遭遇した人の中には、ストレス障害に移行していく人がいる。ストレス障害に移行する人には、過覚醒、マヒ、再体験、回避、マイナス思考といったような「トラウマ反応」が起きている。これは、命を脅かされる出来事に遭遇した誰もが抱え得る反応である。その反応のために、日常生活を送ることができない、仕事ができない、勉強ができなくて成績が下がる、学校に行けないなどの時は、ストレス障害に陥っているのである。では、ストレス障害に移行する要因とは、いったい何なのだろうか。

要因は「自責感」と「強い回避」であると考えられる。自責感とは、周りから見て「自分を責めなくてもいいのに」と思われるにもかかわらず、どうしても自分を責めてしまうこと。「自分が悪かったのだ」と、心の中で意識的、無意識的に繰り返すつづやいていけば、それが刺激になって抑うつを引き起こす。「そんなふうに思わなくてもよいのではないか」と周囲が言っても、自責の思いはなかなか拭えない。実際に、自責感と強い回避は、阪神淡路、東日本大震災においても、子供たちによくみられる傾向である。しかしながら、自責感と強い回避は、非常に大きなリスクファクターであると同時に、自分自身を守る方法でもある。というのは、回避することにより、つらいことを思い出さなくてよいからである。周囲は、回避には自分自身を守る要素もあるということを知りながらも、被害にあった子供に「気持ちや思いをずっと閉じ込め続けることないよ（ストレス障害のリスクだよ）、つらかったことや怖かったことは、少しずつでもいいから、身近な人に語っていくといいよ」というメッセージを送ることが重要である。そして、つらかったことについて、子供たちから語られた時には、その思いを受け止める人がそばにすることが当たり前の社会になっている必要がある。ストレス障害に陥った人に対しては、カウンセリングと医療が有効な対処法となる。

○ 子供への精神的支援

トラウマティックな体験の後、何らかの精神的症状がみられる子供に対しては、大人とは異なる説明方法や、アプローチが必要である。例えば、紙芝居などで説明することは、子供にとって有効であると考えられる。「事故」、「地震」、「津波」という言葉を聞くのも嫌だと

いう子供には、回避の症状がみられるため、私の作成した本では、悲しんでいる主人公のかばくんに、「あんな大変なことがあったのだから、心と体がいろいろ変わるのは自然だよ。」「泣きたくなったら泣いたらいいんだよ。そして避けていることに少しずつチャレンジして行こうね。」というように語りかけ、かばくくんは元気を取り戻していくストーリーとなっている。

喪失がもたらす反応には、「麻痺」というものがある。心を麻痺させ、これ以上ないつらい出来事から身を守ろうとする反応である。そのようなケースの子供には、アメリカにおける喪失後の回復モデルである「デュアルプロセスモデル (Dual Process Model : 二重過程モデル)」というアプローチが有効である。喪失に向き合うことと日常生活を取り戻すことの2つを行ったり来たりしながら前に進んでいくというものである。

○ おわりに～学校教育の大切さ～

一般的に、カウンセリングを受けることは、非常に敷居が高いことと捉えられている傾向がある。学校教育の中では、何か問題を抱えている子供がカウンセリングを受ける体制が整備されるようになったが、子供が自分の心の課題に取り組んだり、より成長するために自分を見つめたりする時間は非常に乏しい。私は、全ての子供たちにストレスマネジメントのような心の健康に関する授業を行なう必要があると考えている。身近なストレスから、トラウマティックなストレスまで、それぞれのストレスが引き起こす心身の反応や、それについての適切な対処法についての授業が、日本でも当たり前のように行なわれて欲しい。「日常のちょっとしたストレスにもこのように対処したらいいよ、とてもつらいストレスにはこのような心と体の変化が起きて、このようにすると反応を収めやすくなるよ」ということを、子供たちも事前に学んでおくことにより、カウンセリングの敷居もぐっと低くなるのではないか。その意味で、学校教育が果たす役割は大きいと考えている。

(5) ご遺族の話

交通事故で家族を亡くしたご遺族である被害者遺族A氏、松本里奈氏、赤田ちづる氏より、家族を亡くした子供の反応と必要な支援について、お話をいただいた。なお、被害者遺族A氏については、事故の概要と家族を亡くした子供に必要な支援についてお話いただいたが、ご本人のご意向により、お話の内容の掲載は控えさせていただいている。

松本 里奈氏

○ 事故直後について

2012年12月25日、私の夫は交通事故で亡くなりました。加害者が勤めていた会社の社長の運行管理者としての責任が問われ、執行猶予付きではありますが、有罪が確定した、全国でも初めての事故でした。当時、長男は18歳の高校3年生、長女は17歳の高校2年生でした。現在はそれぞれ20歳と19歳になり、大学に通っております。

私は、事故の前から勤めていた会社で今も勤務しています。職場の理解を得て、仕事を続けることはできていますが、その反面、日々生活と仕事に追われ、子供たちのケアはできていないというのが現実です。本来ならば、子供たちのためにも仕事を辞めて、しっかり寄り添っていくことが良いのかもしれませんが、生活のためと、また父親の代わりに働く背中を見せていかなくてはという思いから、毎日葛藤しています。事故から半年くらい間に、私は2回ほど夫の後を追おうとしました。一家の主としての重圧と、これからずっと一人で生きていかなくてはならないという思いに押しつぶされそうになったからでした。2回とも長男が体を張って止めてくれました。どう考えても母親失格なのですが、その当時半年間は、子供たちがいるから頑張らなくてはならないと考えることが全くできず、逆に子供がいなければ夫の所に行けるのにとという思いが強かったのです。

夫の死はあまりにも突然のことで、その日から私たち家族の生活は一変しました。通夜や葬儀を終えると、さまざまな手続きに追われました。年金や労災の手続きは会社が行なってくれましたが、世帯主の変更などの行政手続きは自分で行なわなくてはなりませんでした。

○ 子供たちの様子について

長男は、父親の遺体に対面した際は号泣しましたが、葬儀会場に入ってからは一切涙を見せませんでした。年齢の割にはしっかりとしたところもあるようで、通夜や葬儀の手配についてもサポートをしてくれました。そのせいか、多くの方に「これからはお母さんを支えてあげてね」と声をかけられました。本人は、ほとんどの人にそう言われたので、社交辞令のようなものだろうと感じたそうです。長男が事故後嫌な思い出として挙げたのは、高校の卒業式でした。卒業式を終えて、教室に戻り、最後のホームルームの時、一人ずつ前を出て両親に感謝の言葉を言おうという流れになったそうです。その場で長男はどうしてよいかかわからず、困ったなと思いつつ、クラスみんなへの感謝の言葉で終わったそう

です。通常、卒業式の後はそのような形になることは理解しましたが、事故からまだ4か月余りのことでしたので、もう少し配慮ある言葉で対応していただけなかったかと残念に思いました。このことは長男の中では大きな傷にはなっておらず、「気持ちの分からない人もいるんだよね」という話で終わっていることが幸いです。その後、彼は1年間の浪人生活を送りましたが、その間に夫の幼馴染や友人、後輩に声をかけてもらい、いろいろなところに連れ出してくれました。父親のツーリング仲間とは、ツーリングへ行ったり、仕事仲間とは、出張先でいつも父親が出かけていた場所へ連れて行ってもらったり、成人のお祝いもしてもらったりと、その方たちを通して父親との思い出を整理していったようです。父親の姿はありませんでしたが、常に父親を身近に感じながら生きてきたことで、昨年大学生になった頃には、それ以前の自分をずいぶん取り戻したように見えました。そんな長男が父親の遺体と対面したとき泣いて以来、唯一泣いたのは、被害者参加制度で参加した裁判の被害者論告の中で、「父親と一緒にお酒を飲みたかった」と読んだ時でした。現在は、父親が勤めていた会社でアルバイトをしながら、法学部に通って法律を学んでいます。

長女は、父親が亡くなった当時は、ようやく反抗期も終わりつつある17歳という時期でした。亡くなる前日、軽い口げんかをしたのが最後の会話です。このことが、長女の後悔となっています。彼女は父親の遺体と対面したとき、亡くなっているということに気付くのに数十分かかりました。遺体の状態を見れば、どう見ても亡くなっているのですが、そのことをどうしても理解できないようでした。父親が死んだと気付いた時から、ただただ静かに泣きました。通夜や葬儀も、静かに泣きました。私や長男とは異なり、加害者への怒りをあらわにしたことも、大声で泣き叫ぶようなことも一度もありませんでした。通夜、葬儀の時、長男は「お母さんを支えてあげて」と声をかけられているのに、自分には誰も言ってくれないと、つらく感じたそうです。また長男が夫の友人たちと交流を持ちながら、父親を感じて過ごしていることを羨ましく思っているようですが、女の子ということもあり、やはり長男と同じようにはいかなくて、そのことももどかしく感じているようです。父親を身近に感じながら生きていくことができたということが、2人の回復のスピードに少なからず影響があったのかなと感じています。長女は父親が亡くなった10日後、3学期の始まりとともに日常生活に戻り、毎日問題なく登校しました。長男は、高校3年生の自由登校の時期であったため、検察庁に出向く私に付き添ってくれました。このことに、長女は疎外感を感じていたようです。

3学期が終わろうとしていた3月、長女は「何もする気になれない」といった無気力感を訴え始めました。県警のカウンセラーに相談しましたが、カウンセリングという形で行くことを嫌がったため、母親の付き添いという形で連れて行き、私がカウンセリングを受けている間に、別室で私を待ちながらグリーフについての説明を、別のカウンセラーから受けていました。その時にカウンセラーからもらった冊子は、1年以上肌身離さず持っていました。自分自身に起きている変化が特別なことではないんだと知り、安心したのだと思います。しかし、その年の9月に入った頃、体調が大きく崩れました。娘は、寝起きに父親

の死を知らされたことから、寝ることに恐怖を覚え、数日眠れないという状態になりました。心療内科の受診を希望したため、一緒に通院を始めました。登校もままならなくなり、卒業も危うい状況になった時、当時の担任に助けられました。各授業、出席日数を確認しながら、時には休むことも応援してくれ、上手く調整をしてくださいました。登校して体調が悪くなれば、そっと別室で休ませてくれたり、不安定な長女のことを考えて、席替えのたびに周りを友人で囲んでくれたりしたそうです。もしもこの先生が担任でなかったら、長女は高校を卒業することはできなかったと思います。兄妹ともに公立高校へ進学していましたが、どちらの学校にもスクールカウンセラーはいませんでした。事故後もスクールカウンセラーなどの提案はなかったので、私自身もその当時はこのようなことは全く考えもしませんでした。

長女と私は、悲しみや怒りの表現方法が少し異なり、そのことでお互い理解し合えず、親子で傷つけ合うこともあります。当時の私は、家族といえどもそれぞれ思いが違うということを全く理解しておらず、もちろん長女も理解していなかったため、お互い何が言いたいのが全く分からないという日々でした。今ではその当時のことを親子で話すこともできるようになり、「この頃はこんなふうにして嫌だった」と口に出せるようになりました。被害回復が少しずつ進んでいるのかなと思います。現在は大学 1 年生の娘ですが、昨年 10 月頃から体調を崩し、まだ登校できていません。おそらく春になれば体調が良くなるだろうと、その時を待っています。2 月に入り体調が回復してきているので、以前よりは、体調不良の期間は短くなるのではないかと、期待しています。

○ 被害者支援と遺族の回復のために必要なこと

被害者遺族になった場合、外出すること自体が大きな負担となります。知り合いに会うことを避けながら暮らしていくようになります。私は、葬儀の後さまざまな手続きに追われる日々を送りました。たくさんの手続きを、全て自分で行なわなくてはならず、このような手続きが全て同じ窓口でできるようなシステムがあれば、遺族にとってとても有難いことだと思います。

私たち家族の回復には、被害者参加制度により裁判に参加できたことが大きく影響していると思います。子供たちの意見を尊重しながら、1 度目の裁判は私と長男、2 度目の裁判は家族 3 人で参加しました。特に 2 回目の裁判については、被害者参加制度で出来得ること全て行なった、これ以上父親にしてあげられることはなかったという思いで、家族 3 人、裁判を終えることができました。このことはとても大きな影響を与えています。長女の意見陳述が読み上げられた後、娘はおそらく事故後初めて笑顔を見せてくれました。この意見陳述の中には私自身も全く知らなかった子供たちの声がたくさんあり、長男に関しては 1 度目、2 度目の意見陳述を通して、その時の彼の思いの違いがとてもよくわかります。長女は、父親の遺体と対面したときに怖いと感じたことや、遺体に少ししか触れることができなかったことで、自分自身が冷たい人間だと思っていたそうです。私は、そのことを全く

知らずに過ごしていましたが、それを聞き出せたことで、少し彼女の気持ちが軽くなったかなと思います。

警察や捜査関係者の方は、たくさんの事故の中の 1 つとして夫の事故を扱うという態度ではなく、子供たちにも一人の人間として接してくださり、質問を投げかけたり、意見を聞いたりしてくださいました。とても感謝しています。私たち家族は、父親、家族を奪われるというこれ以上ない悲しみを味わいましたが、その後出会った方々は全て温かい方たちばかりです。その温かさに救われて、ここまで生きてくることができました。友人はもちろん捜査関係者、司法関係者、私たちに関わる全ての方々がまっすぐに接してくださったことで、子供たちもまた生きていくことに希望が持てたと思います。犯罪被害者、また被害者遺族が二次被害に遭うということが非常に多いと聞きます。どうかそのようなことが絶対にならないように、温かい人に囲まれて被害回復できることが当たりの社会になることを願っています。

赤田 ちづる氏

○ 事故と遺された家族の変化

私は、交通事故で弟を亡くしました。私には、交通事故で失ったものが 2 つあります。1 つは弟、もう 1 つは事故の前日までの私の家族です。弟と同時に、私は家族である父と母も失ったと感じています。2003 年 11 月 16 日、当時 24 歳の弟は、飲酒運転の車にひき逃げされ、頭を強く打ち、その後意識が戻らないまま 1 週間後に亡くなりました。当時、両親は九州、兄は関東、私は関西で夫と子供の 4 人で暮らしていました。事故後、子供を失った両親の悲嘆は大きく、父と母も弟と一緒に死んだほうがどれだけ楽だっただろう、生きているのが可哀想だと思うほどでした。父は、事故後の手続きを行っており、その分気丈に見えていましたが、一方で母は歩くことも立つこともできない状態がずっと続きました。周囲は、兄と私に「お父さんをお願いね」、「今お母さんにずっとついていてあげてね」という言葉をかけてくれましたが、私の場合はその言葉に傷つくというよりは、自分が現実を受け入れる前に、非常に重い何かを背負わされたような気がして苦しく、きちんと弟の死と向き合う時間がないまま、母の世話やその後のいろいろなことに追われ、今になっても弟の墓前でも仏壇でも手を合わせて座ることができていないような気がします。しばらくは両親を放っておけない状態だったので、私は、私の幼い子供 2 人を連れて、九州での生活を始めました。葬儀やその後の法要については父と兄が決め、私は母に代わって家事や来客の対応に追われました。私は「もうここは私の実家ではない、自分の居場所はないんだ、ここではお手伝いさんだと思って割り切ろう」と、毎日淡々と過ごしながらも、「明日父と母が死んでしまったらどうしよう」といった恐怖が常にありました。

両親は「私のことなんて、もうどうでもよくなったんだな」と思うくらい、弟のことで頭が一杯になりました。子供を亡くした親として、私の想像を超える悲しみの中にいるということは理解していますが、私と兄にも同じように「弟を亡くした」という悲しみはあ

ります。しかし、誰もそれに目を向けてはくれませんでした。親を亡くした子供の場合、経済的な面で目を向けられる場合が多いと思いますが、きょうだいを亡くした子供は、「両親がいるので大丈夫だろう」という意識が強く、いつのまにか忘れられていきます。一般的に悲しい出来事が子供に起こった場合、そこに一番に寄り添ってくれるのは親だと思いますが、子供を亡くした親には遺された子供に寄り添う余裕はありません。既に大きな悲しみの中にいる両親を、さらに傷つけることは、私にはとても怖いことでしたので、自分の気持ちや思いを両親に言うことはありませんでした。次第に、両親と弟の話はしなくなりましたが、弟の話ができる唯一の存在の兄とも、なかなか弟のことを話す機会がないことを残念に思っています。家族にも友人にも話せずに、私は今まで一人で抱え込んできました。今回、この意見交換会と別の会において話をする機会をいただいた中で、少しずつ弟への思いを整理しつつあると思います。

ある人から、こんな話を聞きました。「家族はモビールのようなものなんだよ。ひとつひとつで全体のバランスを保っている。一つでも欠けたらバランスが壊れるように、家族も誰か一人が欠けることで、バランスが壊れるんだよ。モバイルがまた回復するためには、それぞれがバランスを変えればいいのだけれども、子供を亡くした親がモバイルの立ち位置を変えることはできない。ということは、遺されたきょうだいも、少しずつバランスが取れる位置に自ら動くことが、一番楽なんだよ」と。それを聞いて、私は自分が「娘」としての立ち位置に固執していたために、バランスを取ることができず、それでこの苦しさがあるのだ、両親ができないのであれば、自分が立ち位置を変えたらいいんだと、とても楽になり、それからは少しずつですが、母親との関係も変わりつつある状態です。もっと早い時期にそのことに気付いていれば、私はもう少し楽に生きて来られたのではないかと思っています。

○ 遺されたきょうだいへの支援について

遺されたきょうだいに対しては、家族を亡くしたことに寄り添ってくれることが、まずは必要かと思っています。事情を知らない人からきょうだいについて聞かれた時の回答の仕方を教えてもらえることも、大きな支援であると思います。子供が第三者から受けた心の傷を、家庭の中で共有することは、非常に重要なことです。しかし、事故で家族の状況が激変し、親から孤立してしまっている環境にある子供は、どんどん息苦しくなっていきます。私たちのように、事故で壊れてしまった家族関係を再度築き直していくための支援は、非常に重要です。

私は、母が行なっている法改正への署名活動、生命のメッセージ展、遺族会等に付き添うことにより、同じような立場にある人々と出会いましたが、積極的に交流することはありませんでした。なぜなら、遺族会のような集まりは「親の会」であり、子供を亡くした親が主流であったためです。きょうだいは、あくまでも「親の付き添い」であり、遺族会等で癒されるといったことは、なかったように思います。

きょうだいを亡くした子供の多くは、親にも友人にも話せない思いを抱えて暮らしています。親をいつも気遣いながらも、その親の言葉に傷つけられています。大きな喪失感、孤独感を抱えているきょうだいを亡くした子供、その結果家族も失ってしまったと感じている子供に対して必要なものとは、その喪失感を理解してくれる支援員の方、また親とは離れた所で話ができる場であると思います。その際、カウンセラーは、親とはつながっていないカウンセラーがよいでしょう。子供は、親を傷つけることを常に恐れています。自分が言ったことを親に報告される恐れのない人、環境が理想であると思います。また、子供たちが自ら動いて自分たちのセルフケアグループを立ち上げられるような支援があれば良いと思います。さらに、事故から少し経過し、親がある程度落ち着いた段階で、遺されたきょうだいがどのような思いでいるのかについて、親に伝える機会があればよいのかなと考えます。子供の気持ちがわかれば、親が少し動いてくれるかもしれない。そのことで、子供の負担はいくぶんか軽くなるのではないのでしょうか。

最近、少しずつではありますが、遺されたきょうだいに対して世間の目が向き始めていることに、大変うれしく思っています。私の経験を通して、支援してくださっている方々が遺されたきょうだいの現状を知り、支援に当たっていただけたらよいなと願っています。

(6) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、参加機関から業務紹介や、意見交換が行なわれた。

議題1：トラウマを抱えている子供に対する医療的ケアについて

意見：

- ・薬などを使うケアが必要なケースは、不眠といった生理的反応をコントロールした場合であり、トラウマから来るストレスに対して薬のみで治療を行なうことは十分ではない。薬とカウンセリングを組み合わせる治療を行なう医療機関につなげるのが重要である。カウンセリングでは、封印していた記憶や、自責の念などを語ることで、過去の体験をありのままに捉え、また客観視できるようになるように、進めていくことが必要である。客観視できることで、自責の念も払拭できる可能性が高くなる。(富永氏)

議題2：10代の子供の支援について

意見：

- ・子供が小学生である場合は、親がケアセンター等に連れて行くことができるが、10代の子供はケアを受けに行くこと自体を嫌がる傾向にある。10代の子供の対応については、まず親に、10代の子供の傾向について理解してもらうことが重要である。大人がグリーフケアの必要性を知ること、子供には大人とは異なるケアが必要であ

るということを知っておくことが重要である。(おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ)

- 10代の子供に対する支援は、今後の大きな課題であると感じた。利害関係がなく、信頼できるカウンセラーに自分の気持ちを吐き出すことができる環境が必要である。また、子供たちに対しては、どういう状況でストレスが高まってしまうのか、どのようにすればストレスが発散できるのか、どういう手段でストレスを抑えられるのかといったような、ストレスマネジメントも重要であると思う。学校において、ストレスマネジメントについて学ぶ機会があれば、カウンセリングの敷居も低くなるのではないだろうか。(井上氏)
- 子供にカウンセリングの必要性を知ってもらうためにも、レインボーハウスのような子供の心のケアに関する拠点があることが重要である。「こういう場所に行ったほうがいいんだな」と思ってもらえるような子供が、少しでも増えたらと思う。(赤田さん)
- 相談できる専門家がいると同時に、学び、遊び、生活体験をしながら、子供をサポートできる拠点があれば良いと思う。(富永氏)

(7) 意見交換会まとめ

岡山県では、子供を亡くした親としての立場からのお話に加え、きょうだいを亡くした立場から体験談をお話いただいた。親としての立場からは、子供の反応や、家族の回復のために必要な支援について、実体験を基に語られ、きょうだいの立場からは、当時何を感じたか、子供にはどのような支援が必要なのかについて語られた。どのお話も、これからの子供の支援のあり方を考えるうえで、非常に貴重な機会となった。

意見交換では、10代の子供の支援についての難しさについて意見交換がなされた。さらなる子供の支援の充実に向けて、新たな課題が提起された意見交換会となった。

Ⅶ. 子供の支援に関する意見交換会のまとめと今後の方向性

1. まとめ

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会については、平成24年度より実施し、本年度は栃木県及び岡山県の2箇所において開催した。意見交換会に参加いただいた専門家、ご遺族や支援機関の中から、以下のような意見が示された。

(1) 専門家による講義

専門家の講義において、家族を亡くした子供の死についての理解やその影響は、事故や災害の態様や年齢、時間の経過等によって異なること、また子供の場合は、ストレス障害となることなどについて説明された。また支援者として、人が体験したつらい出来事に関わることにより「代理トラウマ」を受けることについての説明がなされ、支援者のメンタルヘルスにも留意が必要であることが説明された。このような情報は、子供の支援者のみならず、家族を亡くした子供の保護者においても非常に重要な情報と考えられる。

(2) ご遺族の話

ご遺族からのお話については、自身が体験されたことについて、わかりやすく詳細にお話いただいた。5名のご遺族の方にお話いただいたが、うち4名は家族を亡くした子供を育てる親の立場からのお話であり、自分自身が大変な状況にいる中で子育てをしなければならないつらさ、悩み、親や子供に生じた問題などをお話いただいた。特に10代の子供については、事故のショックにより予定していた将来像が全く変わってしまうこともあり、学校に行けなくなることや生活が困難になるといった事例について、複数の方から説明がなされた。

また、1名の方は交通事故できょうだいを亡くした子供の立場であり、子供として親とのかかわりの難しさなどについて率直にお話いただいた。

なお、今年度からは、お話いただくご遺族に事故の概要やお話いただく内容について事前にアンケート形式にてご回答いただき、その内容を会議参加者の方に事前に送付し、情報の共有化を図るという取組を行なった。事前に情報を共有化することにより、会議参加者はご遺族の状況について、ある程度予備知識を得ることができ、意見交換を有意義なものとすることができた。

(3) 意見交換

① 子供の反応に関する知識について

交通事故で家族を突然亡くするという衝撃を受けて、子供には様々な反応が起こる。ご遺族のお話からは、「事故のときの記憶がない」、「頭痛や腹痛、胃痛、不眠などの症状」、「自

責感」、「自分が死ねばよかった」、「命日前後の体調不良」、「遺された自分のことも見てほしい」、「子供（や家族）によって回復の過程は異なる」など、複数のご遺族から共通する事象が語られていた。また、被害者参加制度により裁判に参加したことが、子供の回復の一助となったという意見も聞かれていた。

② 家族の支援の重要性について

交通事故で家族を亡くすと、家族関係のバランスが事故前と変わってしまい、以前のよ
うな機能を果たせなくなることも多い[PMIC2]。ご遺族のお話にもあったように、親を心配
させないように、また迷惑をかけないようにと、悩みごとは話さず一人で抱えてしまう子
供も少なくない。親が親としての役割を果たしにくい状態にある中で、家族を亡くした子
供の悲嘆のケアまで親が担うことは、非常に大きな負担となる。この場合は、親や子供に
寄り添い、理解しようとしてくれる第三者の存在が重要であるという意見が聞かれていた。

③ きょうだいを亡くした子供の支援について

きょうだいを亡くした子供は、両親が生存していることから支援を受けにくい状況に
ある。しかし、家族を失った親は、あまりの衝撃に親としての役割を果たせなくなるこ
とも多く、子供はそのような親を気遣い、困っていても言い出せず、周囲からは「もう回復
したのだ」と思われてしまうなど、支援の必要性が認識されにくい。きょうだいを亡くし
た子供を対象とした支援団体は少なく、きょうだいを亡くした子供の支援が十分になされ
ていないという意見も聞かれていた。

本意見交換会においては、このような交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する多
くの情報が得られ、このような情報はご遺族はもとより、支援者やご遺族を取り巻く人々
が知っていれば、失敗を避けられたり回復に有効に機能したりすることも多い。引き続き、
情報を広く社会に発信し、共有化していくことが期待される。

2. 今後の方向性

今後の方向性についての主な検討内容は、以下のとおりである。

（1）意見交換会の継続

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の目的の1つは、行政担当者
等参加者がご遺族の意見や気持ちを受け止め、理解することであるが、そのような目的は、
まだ十分達成できてはいない。さらに交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する情報
は、まだ広く社会に浸透しているとは言い難い状況にある。したがって、参加者の理解促
進のためにも、都道府県単位のお互いに顔の見える規模の会議において、情報提供、共有
化を図る取組を継続することが期待される。

(2) 構成内容の検討

参加者の理解を高めるためには、専門家の話を聞くことが重要であるが、参加者の理解が促進されるような内容であることが期待される。したがって、専門家への依頼については、どのような人に話を聞いてもらうのか、またどのような内容の講義をお願いするのかについて、事前のすり合せを行う。また、ご遺族のお話については、参加者が理解しやすいこともあるため、ご遺族のお話の時間を長くして、参加者の理解が深まるような構成とするなど、時間配分については今後の検討課題とする。